



広報誌

2019

8

No.1011

やま と た か だ



ゴーヤの植え付け(6月17日撮影:磐園小学校)

INDEX

大和高田市職員採用試験案内 ①～② 幼児教育・保育の無償化について ③～④ 堀内市長 所信表明 ⑤～⑧
生産向上特別措置法に基づく支援について ⑨ 大和高田市プレミアム付商品券を販売します ⑩
大和高田市まち・ひと・しごと創生会議委員(公募委員)募集 ⑪ 犬・ネコの飼い方マナーの確認を 他 ⑫～⑬
消費生活センターから ⑭ いま、市立病院では ⑮ 人権シリーズ ⑯ BOOKサロン ⑰ 各種相談 ⑱

1. 職種および試験区分、採用予定人員、受験資格など

職種および試験区分		採用予定人員	受 験 資 格
一般事務職	大学	12人	平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人、または令和2年3月卒業見込みの人
	高校	3人	平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人、または令和2年3月卒業見込みの人
情報処理(大学)		1人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業した人、または令和2年3月卒業見込みの人で、経済産業省が認定する情報処理技術者試験における下記の試験に合格した人 ・高度試験(過去制度の高度試験を含む)
建築技術職		2人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の建築専門課程を卒業した人、または令和2年3月卒業見込みの人
土木技術職		4人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程(農業土木を含む)を卒業した人、または令和2年3月卒業見込みの人
機械技術職		1人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の機械専門課程を卒業した人、または令和2年3月卒業見込みの人
社会福祉士		2人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有する人、または令和2年3月末日までに取得見込みの人
保育士・幼稚園教諭		10人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格並びに幼稚園教諭免許の両方を有する人、または令和2年3月末日までに両方取得見込みの人
臨床心理士・公認心理師		1人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士または公認心理師資格を有する人
診療情報管理士		2人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、診療情報管理士資格を有する人



令和3年 大和高田市役所新庁舎が完成予定です

- ◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 大和高田市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法、またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - (4) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている者

2. 試験の日時・場所・試験の種類および合格発表

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 3 次 試 験
日 時	令和元年9月22日(日) 午前9時から	令和元年10月中旬予定	令和元年11月中旬予定
場 所	大和高田市立高田中学校	第 1 次試験合格者に通知	第 2 次試験合格者に通知
試験の 対象と 種 類	●全職種 ① 教養試験 ●建築技術職、土木技術職、機械技術職、社会福祉士、保育士・幼稚園教諭 - 上記①および②専門試験	●全職種 ① 集団討論試験 ② 職場適応性検査 ●保育士・幼稚園教諭 - 上記①②および③実技試験	●全職種 ① 個別面接 ② 小論文
合格 発表	令和元年10月上旬予定 (合否にかかわらず 本人に通知します)	令和元年10月末ごろ (合否にかかわらず 本人に通知します)	令和元年11月末ごろ (合否にかかわらず 本人に通知します)

3. 受験手続

受験申込手続は、(郵送申込のみ)となります。

1 申込書の交付

職員採用試験申込書は、大和高田市役所3階人事課で交付します。(市のホームページからもダウンロードできます。)

2 受付期間および申込書送付先

▽受付期間 令和元年8月5日(月)から令和元年8月16日(金)まで(16日消印有効)

▽送付先

〒635-8511

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

試験内容などの詳細は、大和高田市役所3階人事課にて配布しています。また、市ホームページ(<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>)でも掲載しています。

〔人事課 内線214〕

令和2年4月1日採用予定

市立病院医療職 新規採用者募集

▽職種

看護師・臨床検査技師・診療放射線技師

◎第1次試験の日時・会場

▽と き 8月31日(土)

午前9時から

▽ところ 市立看護専門学校

※各職種の応募状況などにより、第2次試験を実施する場合があります。

採用について詳しくは、市立病院総務課内「大和高田市(市立病院)職員採用試験委員会事務局」(☎53・2901)まで問い合わせ、または、市立病院ホームページ(<http://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>)を見てください。

〔市立病院総務課 ☎53・2901〕

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から3歳児～5歳児クラスの幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無償化されます。また、0歳児～2歳児クラスについては住民税非課税世帯の保育料が無償化の対象となります。施設類型ごとの詳しい内容は次の①～④のとおりです。

①大和高田市立幼稚園 または 私立幼稚園（新制度移行園）※1の利用者 市内の施設では、高田カトリック幼稚園が該当します。			
費目	対象者	内容	手続き
保育料	満3歳児～5歳児クラスの子ども	無償化	不要
預かり保育料	3歳児～5歳児クラスで「保育の必要性の認定」を受けた子ども	月額上限11,300円までの範囲内で無償化	「保育の必要性の認定」の申請が必要※2
	満3歳児クラスで「保育の必要性の認定」を受けた住民税非課税世帯の子ども	月額上限16,300円までの範囲内で無償化	
給食費	一定の要件を満たす子ども※3	給食費のうち、一部が減額※4	不要

②私立幼稚園（新制度未移行園）※ 1 の利用者 近隣の施設では、愛恵、奈良文化、ハルナ、葛カトリック、 聖心幼稚園などが該当します。			
費目	対象者	内容	手続き
保育料	満 3 歳児～ 5 歳児クラスの子ども	月額上限 25,700円までの範囲で無償化	別 途 申 請が必要※ 2
預かり保育料	3 歳児～ 5 歳児クラスで「保育の必要性の認定」を受けた子ども	月額上限 11,300円までの範囲内で無償化	「保育の必要性の認定」の申請が必要※ 2
	満 3 歳児クラスで「保育の必要性の認定」を受けた <u>住民税非課税世帯</u> の子ども	月額上限 16,300円までの範囲内で無償化	
給食費	詳細が決まり次第、在籍する幼稚園を通じてお知らせする予定です（9 月中旬から下旬を予定）。		

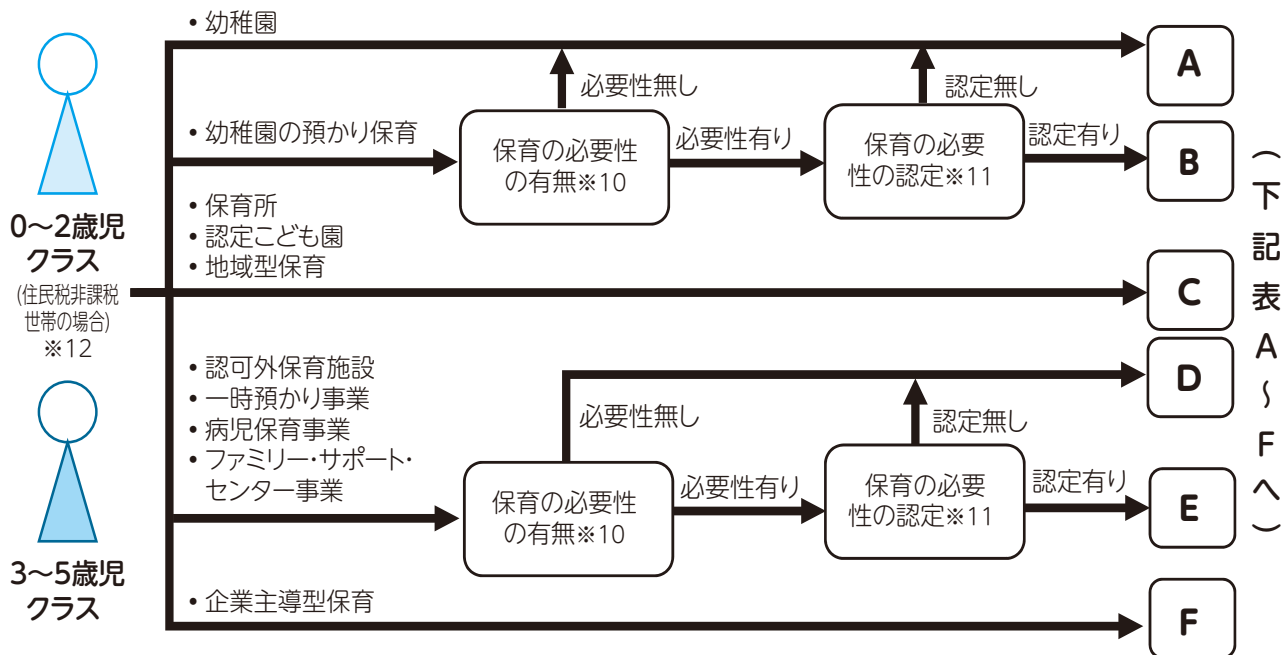
③保育所、認定こども園、地域型保育※5の利用者			
費目	対象者	内容	手続き
保育料	3歳児～5歳児クラスの子ども	無償化	不要
	0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども	無償化	
給食費	こども園の幼稚園部門の子どものうち、一定の要件を満たす子ども※3	給食費のうち、一部が減額※6	不要
	3歳児～5歳児クラスの上記以外の子ども	今まで保育料に含まれていた副食代（おかずなど）は無償化の対象外です。そのため、 副食代は有償のままとなりますので、主食代（ご飯、パン）と同様にご負担頂くこととなります。 一定の要件を満たす子ども※7については、給食費のうち、一部が減額となります。※6	

④認可外保育施設等 ※ 8 の利用者			
費目	対象者※ 9	内容	手続き
保育料	3 歳児～5 歳児クラスの子 ども	月 額 上 限 37,000 円までの範囲で無 償化	「保育の必 要性の認 定」の申 請が必要 ※ 6
	0 歳児～2 歳児クラスの住 民税非課税世 帯の子ども	月 額 上 限 42,000 円までの範囲内で 無償化	
給食費	無償化の対象外です		

- ※1・・・平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。この制度下では、私立幼稚園が新制度に移行するかしないかを選択できます。①の幼稚園は、移行することを選択した幼稚園で、②の幼稚園は移行しないことを選択した幼稚園です。
- ※2・・・申請方法は在籍する幼稚園を通じてお知らせしております。
- ※3・・・市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の子どもまたは小学校3年生以下の子どもからカウントして、第3子以降の子ども
- ※4・・・詳しくは、学校教育課まで問い合わせてください。
- ※5・・・地域型保育とは小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のことです。
- ※6・・・詳しくは保育課まで問い合わせてください。
- ※7・・・市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の子ども、市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等の子ども、または小学校就学前の子どもからカウントして第3子以降の子ども
- ※8・・・認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のことです。無償化の対象施設であるかは利用施設へ確認してください。
- ※9・・・①～③を利用している者、または企業主導型保育を利用している者が④の施設を利用した場合の保育料は無償化の対象外です。ただし、①②の幼稚園を利用する子どもである場合、当該園の預かり保育の実施日数が年間200日に満たない場合、または当該園での預かり時間が平日8時間に満たない場合は④の施設での保育料は無償化の対象となります。詳しくは学校教育課まで問い合わせてください。

（備考）絵本代、遠足代などの諸費については、今までどおり負担をお願いします。

幼児教育・保育等の無償化の参考例



(表)

	保育料		幼稚園の 預かり保育	認可外保育	一時預かり 事業	病児保育事 業	ファミリー・サポ ート・センター事業
	公立	私立					
A	無償化対象	月額 25,700 円の範囲で無 償化対象	無償化対象外	無償化対象外			
B			月額 11,300 円 の範囲で無償化 対象	当該園が特定の条件※ 13 を満たす場合、当該園の預かり 保育と合わせて月額 11,300 円の範囲で無償化対象			
C	無償化対象	無償化対象		無償化対象外			
D				無償化対象外			
E				月額 37,000 円の範囲で無償化対象。ただし、B、C も該 当する場合は該当する B、C の欄を確認してください。			
F		無償化対象		無償化対象外			

※10・・・保育の必要性の有無とは、家庭で保育することが困難な世帯である就労などの理由の有無のことです。

※11・・・保育の必要性の認定とは、就労等により家庭で保育することが困難な世帯であることを認定するものです。認定を受けていない場合、無償化の対象外となります。**認定を受けるためには住んでいる市区町村へ認定申請をする必要があります。**

※12・・・0～2歳児クラスについては、住民税非課税世帯である場合に上記と同様の考え方により無償化の対象となります。Eについては、月額42,000円までの範囲で無償化対象となります。

※13・・・特定の条件とは、当該園の預かり保育の実施日数が年間200日に満たない場合、または当該園での預かり時間が平日8時間に満たない場合のことです。詳しくは学校教育課まで問い合わせてください。

【認可外保育施設等の事業者へ】

認可外保育施設等の事業者は、令和元年10月から始まる無償化制度の適用を受けるために、本市に対して無償化の対象事業者であることを確認するための「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」を提出してください。また、本市が把握している無償化の対象事業者に対して、令和元年7月中旬に必要な手続きについて説明しています。現時点で、本市より、必要な手続きについての説明がされていない場合は、保育課まで問い合わせてください。

【対象となる事業者】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業を実施されている本市に事業所を有する事業者

詳しくは下記へ問い合わせてください。

幼稚園に関すること 【学校教育課 内線 151】

幼稚園以外に関すること 【保育課 内線 566、562】

堀内市長 所信表明（概要）



大和高田市長 堀内 大造

※全文は、大和高田市ホームページを見てく
ださい。

「令和」の新しい時代の幕開けとなる歴史的な年に、大和高田市の市政運営の重責を担わせていただくことになりました。

本市のさらなる発展のために、これからの4年間、市民の皆様からの負託にしっかりと応えできるよう、全力で邁進していく覚悟です。

今、我が国全体が人口減少、少子化、超高齢化にある中、全ての市民の皆様が「住んでよかった」、また多くの方々が「住みたい」と思える、明るく元気な大和高田をつくるため、市民の皆様の声にしっかりと耳を傾けながら、新たな時代にふさわしいまちづくりに何が求められるかを模索しつつ、本市の将来を見据えた持続可能なまちづくりの実現をめざして、しっかりと取り組みます。

こうした決意のもと、次の諸施策に力点を置いた市政の運営に努めていきたいと思います。

（１）まちづくり行政について

本市の人口は、平成7年をピークに減少が続いており、この状況への対策は重要な課題であると認識しています。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに、引き続き地方創生の取り組みを進め、「住んでよかった」、また市外の多くの皆様方からも「住みたい」と思っているだけまちづくりに努めます。

また、本市のまちづくりの指針となる次期総合計画の策定については、これから先の中期的なまちづくりの展望を総合計画に代え、「まちづくりの指針」（仮称）としてとりまとめ、示したいと考えています。

ふるさと納税制度については、6月から国による指定制度へと移行しました。同制度の枠内において、より多くの寄附者の方々に本市を選択していただけるよう、さらなる仕組みづくりに努めます。

市民協働の観点から、市民交流センターについては、市民交流の場であり、本

市の情報発信や市民活動の拠点としての、また災害時には、避難活動の拠点としての役割も担っています。さらに、様々な世代が参加できるイベントや講座において、みんなの協働の促進ができる取り組みの形成を図り、幅広い市民参加の推進を行っていきたいと考えます。

次に、姉妹都市交流ですが、昭和38年にリズモー市と本市との間に結ばれた姉妹都市提携は、日豪間における第1号であり、市民の大きな誇りの一つです。

昨年には、リズモー市での交流55周年記念事業に、本市の市民訪問団が招かれ、両市と両市民間の積極的な交流が行われました。

今後は、60周年に向け、さらなる相互理解を深め、様々な交流の発展を期していきたいと考えています。

次に、職員の育成についてです。市民サービスの向上を図るためには、職員一人ひとりが果たすべき役割を充分認識し、自ら考えて行動することが重要であると捉えています。そのため、研修の充実を図りながら、職員一人ひとりが持つ能力を最大限発揮するとともに、法令を遵守し、何事も根拠を持って職務を遂行できる人材の育成に取り組みます。

「マイナンバー」については、平成28年1月より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、本市では、平成29年3月より、マイナンバーカードを利用したコンビニでの一部証明書の発行を開始しています。引き続き同制度について周知し、市民の皆様の利便性向上と行政の効率化に努めます。

また、個人情報保護については、マイナンバー制度の適切かつ継続的な運用に資するため、人為的事故防止のための内部監査を実施するとともに、職員のさらなる意識の向上に努めます。

消費生活問題については、消費生活センターを核に、関係各課が連携して問題の解決に努めます。引き続き広報誌による啓発や出前講座等を実施し、「振り込め詐欺」等による被害の未然防止につながる活動の充実に努めます。

（２）財政運営について

少子高齢化、人口減少の進展に伴い、市税収入の減少や社会保障費の増加が見込まれる中、人口減少等への対策に取り組むにしても、これまで以上に財政基盤の強化が必要となってきます。

そのため、さらなる市税徴収率の向上や新たな財源確保策などにより歳入基盤の強化を図るとともに、経常経費の抑制により、なお一層の歳出削減に取り組めます。

また、既存の公共施設が、今後、大規模な修繕や建て替えなどの更新時期を迎えることから、多大な費用負担が見込まれます。平成28年度策定の「公共施設等

総合管理計画」に基づく各施設の個別施設計画を策定し、公共施設の効果的かつ効率的な運用・維持・管理や適切な修繕・建替え等を検討します。

新庁舎建設事業については、「新庁舎建設基本計画」で示す事業日程により、順調に進めているところです。8月には実施設計を完了させ、9月から建設工事に着手する予定です。市民の皆様並びに市民生活の心のよりどころとして愛される新庁舎をめざし、令和3年3月末までに完成させられるよう全力で取り組みます。

(3) 人権施策及び男女共同参画について

人権施策については、「部落差別解消推進法」等の施行に伴い、差別のない共生社会をめざすとともに、一人ひとりが人権を尊重する意識を持ち、自分の人権だけでなく、他人の人権も思いやるまちづくりのため、あらゆる機会を捉えて教育推進、啓発推進活動を進めます。

また、男女共同参画については、平成28年度に策定の「第3次男女共同参画計画」に基づき、男性も女性もあらゆる分野で活躍できるよう、男女共同参画社会のさらなる進展に向けて、取り組みます。

(4) 産業振興行政について

商工業の振興については、引き続き中小企業及び創業される方へ、融資制度の活用による経営の安定化を支援します。また、本市経済の活性化及び顧客の拡大を図るため、市内に商業施設又は工業施設を設置された事業者に対し、商工業振興促進奨励金の交付を行う等、商工業の振興に努めます。

予定されている消費税増税に対しては、住民税非課税者や3歳未満の子どものいる世帯の世帯主への経済対策として、10月より「プレミアム付商品券」発行事業を行う予定です。

農業振興については、農業設備や施設の整備を図るため、融資制度の充実を図ります。また、農業の生産基盤の整備として、円滑な農業用水の供給や排水を確保するため、ため池や井堰の改修、取水施設や排水路の整備に努めます。

遊休農地対策としては、農業委員を軸として、農地の意向調査を基にし、新規就農者や意欲ある担い手農家への農地の集積に努めます。

また、特産野菜5品目のブランド化をさらに推進し、販路拡大による農業経営の安定化に努めます。

なお、本年の「元氣ウィーク」行事開催の機会に併せて、本市で初めての「eスポーツ」開催を検討し、若者の文化と活気があふれるまちとなるよう取り組んでいきたいと考えています。

(5) 福祉行政について

まず、障害者等の福祉については、平成29年度に策定の「第5期障害福祉計画」

及び「第1期障害児福祉計画」を軸に、障害のある人への介護支援や就労訓練支援並びに障害のある子どもに対し、集団生活に適應するための「放課後等デイサービス事業」など、より一層の障害者福祉の充実に努めたいと考えます。

生活保護については、引き続き、適正な保護行政に取り組みます。

また、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者の自立支援についても、就労支援や住宅支援のさらなる充実を図り、様々な相談に対応できるよう努めます。

次に、子育て支援については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、家庭、学校、地域、行政が一体となって、全ての子育て世帯と子どもたちが安心して暮らせる環境や仕組みづくりをめざして取り組みます。

保育事業については、厚生労働省の「保育所保育指針」に基づき、子どもの健康や安全を確保し、子どもの発達過程に応じた保育を提供できるよう、保育所・こども園の環境の整備並びに保育士・保育教諭の職員体制の整備と質の向上をめざします。また、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、障害児保育事業、一時預かり保育事業、家庭支援推進保育事業、延長保育事業、市民交流センターにおける託児事業など、こども園も含めた就学前の子ども達への教育・保育サービスの充実を図ります。なお、10月より予定されている保育の無償化については、今後の国等の指針等に対応しながら進めます。

(6) 保健・保険行政について

まず、保健事業については、健康で健やかな生活をめざし、「第2次元氣はつらつ大和高田21」計画に沿い、市民の皆様と連携した健康づくりの取り組みを推進します。

また、「いのちを支える自殺対策計画」の推進による「こころの健康づくり」にも積極的に取り組みます。

成人保健では、一部検診の無料化と受診しやすい体制の整備により、がんをはじめとする疾病の早期発見・早期治療に積極的に取り組みます。また、健診後の特定保健指導や健康チャレンジを通して、健康意識や運動習慣が高められるよう努めます。

母子保健では、妊娠中から継続したきめ細かい支援と、3歳児健康診査には、専門機器により、弱視等の早期発見・治療につながるなど新たな取り組みを行い、安心して妊娠・出産・子育てができるよう進めます。

介護保険制度については、団塊の世代が75歳となる二〇二五年を見据え、地域密着型サービス事業所の整備を進め、高齢者の方々の生活環境にあったサービスが提供できるよう取り組んでいます。また、介護給付費の適正化、介護事業所への監査指導等の充実を図り、健全な運用により、介護保険制度の持続安定

に尽くします。なお、現在「第7期介護保険事業計画」に基づき広く高齢者対策を実施していますが、今後、第8期計画の策定に取り組みます。

地域包括支援事業としては、一人暮らしであつても認知症になつても住み慣れた地域で、その人らしい人生を全うできるよう、地域包括ケアシステムを推進します。多様な見守り体制の強化とともに、生活介護支援サポーター等、市民が助け合える体制を整え、比較的元気な高齢者が社会参加、活躍できる地域づくりに取り組んでいきます。現在、65歳以上の高齢者が人口の約3分の1を占める高齢社会のなかで、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう努めます。

国民健康保険事業については、平成30年4月に県単位化が実施され、市町村事務の共同化、標準化及び保険料水準の県統一化に向け、県とともに安定した運営に努めます。また、医療費の適正化及び生活習慣病予防のため、特定健診、特定保健指導等の保健事業の充実を図り、ジェネリック医薬品の普及促進にも努めます。

後期高齢者医療保険制度においても、県後期高齢者医療広域連合と連携し、持続可能な適切な運営に努めます。

福祉医療事業については、本年8月診療分から、未就学児について、県内の医療機関等において自己負担額のみで支払いで医療を受けることができる方式を実施します。

⑦市立病院について

市立病院は、「市民から愛され、信頼される病院」を基本理念に、中和医療圏の中核病院として、地域住民の要望に的確に応える医療の提供に努めています。しかしながら、昭和45年に現在地に移転開設以来約50年が経過し、一部の老朽化等については、なるべく早期の対策が必要であると認識しています。現在の公立病院を取り巻く環境は大変厳しい状況ですが、安心・安全な医療を提供できる病院をめざして西館の建替えについて、基本計画・基本設計の策定に向け、検討していきたいと考えています。

そのためにも、建替え事業には相当の投資を要することも踏まえ、それに耐える病院経営の基盤確立に、なお一層取り組みます。

⑧教育行政について

子どもたちの健やかな成長をめざし、確かな学力の向上、豊かな人間性やたくましい心身の育成等、知・徳・体のバランスのとれた教育・保育を、学校園・家庭・地域・関係機関が協働して取り組んでいきたいと考えています。

子どもたちの「確かな学力」を育成するため、個に応じた学習指導の充実を図り、ICT機器の活用等を通して、主体的に学習に取り組む態度を醸成します。

また、家庭と学校とが連携して、家庭学習をはじめ、学習習慣の確立に努めることで、子どもたちの学力向上を進めます。

次に、「豊かな人間性」を育成するため、人権教育の充実を図ると共に、道徳や特別活動等を通じて、生命を尊び、人を思いやり、助け合う心を養い、規範意識や地域貢献に対する意識を高めます。

子どもたちの「たくましい心身」を育成するため、日常的に運動に親しませ、生涯にわたり進んで運動に取り組む態度の育成に努めるとともに、健康教育を推進し、子どもの健やかな成長の基礎となる基本的な生活習慣の確立に努めます。さらに、10月より予定されている幼児教育・保育の無償化については、今後の国等の指示・通達に十分留意しながら、しっかりと対応します。

また、先行して実施している幼稚園・こども園に加え、その他の幼稚園においても来年度からの3歳児保育の実施などの検討をし、本市幼児教育のなお一層の充実を図ります。

不登校などの、学校不応の児童生徒については、引き続き適応指導教室「かたらい教室」において、学校復帰への支援を図ります。新たな取り組みとして今年度は、若者支援について、県の委託事業を受け、若者たちの居場所作りの支援を図ります。

いじめ問題については、平成30年策定の「いじめ防止基本方針」を基に、子どもたちが、安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き体制整備及び教職員の意識向上に努めます。

通学路については、市内8校区の通学路において、順次、道路のカラー舗装化等最適な交通安全対策を講じています。

次に、高田商業高等学校については、生徒の個性を伸ばし、社会に通用する人材の育成、確かな学力の育成を目標に、「ビジネスマナーの習得」「上級資格の取得」「部活動の充実」を基本方針とし、生徒の人間形成を図ります。また、ICT機器を活用した教育、英語教育の充実等、特色ある学校づくりを進めます。

生涯学習については、多様化する市民ニーズに対応するため、中央公民館や葛城コミュニティセンター等の施設で、定期講座等の充実と自主サークル活動の活性化に努めます。

図書館においては、平成30年度から導入の電子書籍サービスも活用し、図書資料の充実と利用者の利便性の向上に努めるとともに、科学・歴史・自然教室等を開催するなど、魅力ある図書館づくりを進めます。

本市にある歴史・文化遺産については、地域共有の財産として保護に努め、大切に後世へ継承していくとともに、文化財ボランティアガイドと連携を図りながら、歴史・文化遺産を活用した地域活性化や個性あるまちづくりをめざします。

す。

体育振興については、市民の体位向上や健康増進のため、スポーツ教室などの充実にも努めるとともに、総合体育館については、今後の総合公園整備事業ともあわせ、施設整備を図ります。

(9) 都市基盤整備行政について

本市の概ね20年後の姿を視野に入れた計画である「立地適正化計画」の運用を6月から開始しています。この計画により機能集約的なまちづくりをめざし、市街地の持続可能な形成、再構築を推進します。

また、平成27年度に奈良県と締結した「まちづくりに関する包括協定」のうち、平成30年度に「シビックコア周辺地区」の基本計画を策定したところですが、その他の対象地区である「近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺地区」など3地区についても、順次、基本構想、基本計画の策定に向けて取り組めます。

次に、市内幹線道路網の整備については、「本郷大中線」の早期開通、並びに「大和高田当麻線」の事業を推進し、利便性の向上と交通の安全性の向上を図ります。道路その他のインフラ整備については、主要な市道において、舗装個別施設計画に基づき、順次整備を行います。また、道路橋の点検、修繕を行い長寿命化対策に努めます。

コミュニティバス「きぼう号」については、少子高齢社会が進展するにあたり、その役割がますます重要になっていきます。平成28年度より1台増車し、3台のバスで3路線6系統で運行し、市内の空白地の一部まで路線を伸ばし、乗客数も年々増加しています。今後も利便性の向上とより適切な運行形態等の検討を行います。

(10) 上下水道行政について

上下水道事業については、常に市民のライフラインとしての役割を果たし、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、老朽管更新事業をはじめ、配水場施設の整備や耐震改修事業を計画的に実施し、機能強化を図ります。

事業経営においては、従来から実施している窓口業務等の委託について、橿原市上下水道部と10月から共同委託を行い、さらなるコストの適正化と市民サービスの維持・向上に努めるとともに、県と県内市町村による「奈良モデル」の一つとして、令和8年の上下水道事業の経営統合をめざした取り組みも進めます。

下水道事業については、その整備の推進重点化計画ともあわせ、事業認可区域の中の未普及区域の早期解消をめざし、低コスト技術の採用、導入等のもと、より迅速に事業の推進を図ります。

なお、本年度より、未接続家庭への水洗化を促進するため、接続推進員を配置し、水洗化率向上をめざしています。

(11) 安心・安全なまちづくりについて

防犯灯のLED化事業については、平成29年度より3カ年計画で事業を進めていましたが、今後も継続して一定の補助金を交付し、安心・安全で住みよい明るいまちづくりをめざします。

また、市営サイクルポート及びJR高田駅西側駐車場においても、照明器具等をLEDに切り替える対策を終了していますが、引き続き犯罪の未然防止や生活道路等の交通安全対策を強化します。

ごみ処理対策事業としては、さらなるごみの減量や循環型社会の構築に取り組んでいくとともに、「山辺・県北西部広域環境衛生組合」による共同化事業としての新ごみ処理施設の完成予定である令和5年度に向け、ごみ処理の広域化に伴う本市クリーンセンターの中継施設等の整備を推進します。

公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的に改修を行っています。計画策定より四年が経過したことから、全体計画の見直しを行い、入居者が安心して暮らせる住環境づくりを進めます。

次に、空家対策事業ですが、平成29年度に「空家等対策計画」を策定し、これを基に関係部署と連携しながら、空家等対策協議会にも諮り、空家等の「予防・抑制・適正管理」をめざしています。その中で、空家等を早期に発見し、所有者等による管理や利活用を促す対策として、相談体制の整備、所有者等の意識の向上や理解を図るなどの取り組みを推進していきます。また、緊急安全措置等を踏まえた空家対策の条例制定を検討します。

防災対策については、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた受援体制整備や備蓄食料等の充実とともに、内水氾濫などをいかに防ぎ、被害を最小にとどめることができるか、その対策を図ることが重要な課題です。取り組みの一つとして、「県平成緊急内水対策事業」に基づき、内水の一時貯留施設等により、浸水被害の軽減に努めます。また、災害時、避難所の受け入れ態勢の充実と適切な避難所運営のあり方の構築に努めたいと考えています。

以上、これらの諸施策を相互に連携させながら、令和元年、新しい大和高田市のスタートであるとの思いのもと、市行政の均衡ある総合的な進展に、鋭意努力してまいります。

大和高田の元氣をつくり、市民の皆様にとって住みよいまちづくり、安全安心の健やかな暮らしを築いていくなどの私の考えを職員の皆さんとも共有し、一体となって、明るい大和高田市をつくってまいりますので、市議会議員の皆様、市民皆様の格段のご協力とご支援をお願いし、私の所信表明とします。

生産性向上特別措置法に基づく支援について

生産性向上特別措置法による支援

「生産性向上特別措置法」とは、労働生産性向上に伸び悩む中小企業の設備投資を強力に後押しするもので、市町村の判断により新規取得設備の固定資産税を3年度分について、ゼロから2分の1までの範囲で軽減できる特別措置を講ずることとしています。また国の補助金制度について、優先採択を受けることができます。

大和高田市の取組

本市では、「導入促進基本計画」を策定し、国からの同意を得ています。市内に事業所がある中小企業などがこの計画に沿った「先端設備等導入計画」を策定し、本市の認定を受けたうえで先端設備などを導入する場合は、各種支援措置を受けることができます。

中小企業者への支援措置

- ①市の認定を受けた先端設備などに係る固定資産税が3年度分ゼロになります。
- ②国の補助金申請時に優先採択を受けることができます。
※募集されている補助金は、中小企業庁ホームページ (<http://www.chusho.mte.go.jp/keiei/sapoin/index.html>) を見てください。
- ③計画に基づく事業に必要な資金の信用保証枠が拡大されます。

先端設備等導入計画の認定方法

市の認定を受けるには、必要書類一式を添えて産業振興課まで提出してください。

必要書類

- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書
- ・先端設備等に係る誓約書
- ・誓約書（市様式）
- ・市税の滞納がないことを証する書類
- ・法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）
- ・定款または規約の写し（個人の場合は、規約など事業の概要の分かるもの）
- ・認定支援機関確認書
- ・工業会等による証明書
- ・導入予定設備の製品カタログ（写し可）

〔産業振興課 内線265〕

地域づくりの

「補助金制度」再募集

本市の活力源である、商業・ものづくり・農業のより一層の活性化、そして地域の人々がいきいきと暮らすまちづくりをめざして、「商都たかだ活性化事業」「元気な地域づくり事業」の補助金制度を実施しています。創意工夫を凝らした魅力あるユニークな取り組みの応募を待っています。

詳しくは、産業振興課または自治振興課へ。また、市ホームページにも掲載しています。

▽募集期間 8月1日(木)～20日(火)

※土・日・祝日を除く

▽審査方法 8月27日(火)午後1時

30分から、市役所4階合同委員会

会室で開催する「大和高田市公募型補助金審査選考委員会」（公募委員を含む）で、審査を行います。

応募団体などは、選考委員会です業の内容説明をお願い

します。

※選考委員会は、公開します。関

心のある人は、傍聴してください。

〔産業振興課 内線265〕

自治振興課 内線227〕

	商都たかだ活性化事業補助金	元気な地域づくり事業補助金
応募資格	商店街、商工業団体、農業団体など	自治会、地域の団体・組織など
対象事業	賑わい創出事業など	コミュニティ連携事業など
補助対象経費	設備・施設などの賃貸代、ちらし・ポスター代、出演料、消耗品代、教材費、装飾材料など ※補助対象経費の合計額が 300,000 円以上の事業	設備・施設などの賃貸代、ちらし・ポスター代、出演料、消耗品代、教材費、装飾材料など ※補助対象経費の合計額が 150,000 円以上の事業
補助金額	補助対象経費の3分の2以内で、500,000 円を限度	補助対象経費の3分の2以内で、200,000 円を限度
応募書類	商都たかだ活性化事業応募者兼補助金交付申請書など	元気な地域づくり事業応募書兼補助金交付申請書など

大和高田市プレミアム付商品券を販売します

10月からの消費税・地方消費税率引上げが住民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えるため、住民税非課税者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を販売します。

	令和元年度住民税非課税者	3歳未満子育て世帯
購入対象者	令和元年度の市民税（均等割）が課税されていない人 ※ただし、市内、市外にかかわらず課税されている人の扶養親族などの場合、生活保護の受給者である場合などは対象外です。	平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもが属する世帯の世帯主
購入限度額	該当者1人につき 1冊5,000円（販売額4,000円）×5冊 （最大5冊まで）	対象児童1人につき 1冊5,000円（販売額4,000円）×5冊 （最大5冊まで）
申請方法	購入可能対象者となる可能性がある人に対し、購入引換券交付申請書を8月上旬に送付予定です。申請書に記入し、原則郵便で同封の返信用封筒により、申請してください。 申請期間：11月末まで	
申請先	大和高田市役所 産業振興課 商品券事業係	
購入方法	申請内容を審査し、その後購入引換券を送付します。引換券をもって販売窓口で商品券を購入してください。	9月中旬から順次購入引換券を送付します。引換券をもって販売窓口で商品券を購入してください。
購入可能時期	令和元年10月1日～令和2年2月28日	
利用可能期間	令和元年10月1日～令和2年2月29日	
販売窓口	購入引換券と同封するパンフレットを見てください	
利用可能店舗	購入引換券と同封するパンフレットを見てください	
注意事項	8月下旬になっても購入引換券交付申請書が届いていない人は購入対象外の可能性が考えられます。何らかの事情により、郵便物が届かない場合もあるため、申請書類は届いていないが、自分が購入対象者であると思う場合には、産業振興課商品券事業係へ問い合わせてください。	

制度に関する問い合わせ

○内閣府 プレミアム付商品券事業担当室 ☎ 0570-02-2036 受付時間：午前9時～午後6時（平日のみ）

○産業振興課 商品券事業係 ☎ 22-1101（代表）内線 251・261 受付時間：午前9時～午後5時（年末年始および土日・祝日を除く）

販売店舗・利用可の店舗など商品券利用についての問い合わせ

○大和高田市プレミアム付商品券コールセンター ☎ 050-3786-3295 受付時間：午前10時～午後5時（年末年始および土日・祝日を除く）

●配偶者からの暴力を理由に避難している人へ

配偶者からの暴力を理由に避難しており、事情により、令和元年1月1日以前に今住んでいる市区町村に住民票を移すことができていない人で、申請書などの送付を希望する場合は、産業振興課商品券事業係まで連絡してください。

〔産業振興課 商品券事業係 内線 251〕

プレミアム付商品券
使用可能店舗募集

10月から販売するプレミアム付商品券について、取扱店舗を募集します。

▽募集期間 8月1日～11月30日

▽申込方法 産業振興課、大和高田商工会議所で配布または市ホームページに掲載している「取扱店登録申請書」に必要事項を記入の上、郵送または持参、FAXで提出してください。

〔申込先〕

〒635-8511

大和高田市大字大100番地1

大和高田市役所産業振興課内

大和高田市プレミアム付商品券取扱店

受付係

FAX 050-3756-7519

▽応募可能店舗 市内に店舗などを有する事業者（一部対象とならない店舗があります）

※詳しくは、市ホームページを見てください。

〔産業振興課 内線251〕

大和高田市まち・ひと・しごと 創生会議委員(公募委員)募集

「大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の見直しをするにあたり、市民の皆さんの視点によるご意見を将来のまちづくりに反映するため、まち・ひと・しごと創生会議委員を次のとおり募集します。

▽募集人数 2名程度

▽委員の任期 令和2年3月31日まで

▽応募資格

- ・大和高田市在住の平成16年4月1日以前に生まれた人
- ・大和高田市の職員または市議会議員でない人
- ・平日の日中に開催される意見交換会に出席可能な人

(数回程度、初回は9月下旬頃)

▽委員謝礼

報償として、1回につき5,000円を支給します。

(交通費の支給はありません)

▽提出書類

- (1)応募用紙(市役所3階企画広報課に設置およびホームページに掲載)
- (2)作文(以下のテーマについて、A4用紙に400字程度にまとめる。パ

ソコン打ちも可)

テーマ「人口減少時代における大和高田市のまちづくりにつ

て」

▽応募締切 8月23日(金)【必着】

▽提出方法 郵送、FAX、Eメールまたは企画広報課に直接持参してください。

【提出先】

〒635-8511

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 企画広報課

FAX: 52・2801

Eメール: kakaku@city.yamatotaka

city.nara.jp

▽選考方法

・作文内容について、審査により決定します。※必要により面接を実施

・応募者の個人情報については、本市個人情報保護条例の規定により厳守します。なお、応募書類は返却しません。

▽結果通知 決定後、速やかに応募者全員に通知します。

【企画広報課 内線272】

ディアブロッサ高田FC U-12、U-15が 全国大会への出場報告

7月2日、「JFAバーモントカップ 第29回 全日本U-12フットサル選手権大会」の奈良県大会に優勝した「ディアブロッサ高田FC U-12」および、「第34回日本クラブユースサッカー選手権大会」の関西大会で代表決定戦を制した「ディアブロッサ高田FC U-15」の皆さんが、全国大会への出場報告のために堀内市長を表敬訪問しました。

【秘書課 内線312】

写真上から

ディアブロッサ高田FC U-12
およびU-15の皆さんと堀内市長



浮孔小野球部が 全国大会への出場報告

7月10日、「高円宮賜杯第39回全日本学童軟式野球大会」の県予選大会に優勝した浮孔小野球部の皆さんが、全国大会への出場報告のために堀内市長を表敬訪問しました。

堀内市長は「熱中症など体調管理に気をつけて、全国大会でも頑張ってください」と激励しました。

【秘書課 内線312】



浮孔小野球部の皆さんと堀内市長

まちの話題

犬・ネコの飼い方とマナーの確認を

多くの人が動物に魅力を感じたとしても、すべての人が、好感をもつわけではありません。ペットを飼っている人は、今一度、フン尿、鳴き声、放し飼いなど、周囲に迷惑をかけていないか確認しましょう。

犬の散歩マナーについて考えましょう

◎フンは必ず持って帰る

散歩中、「後始末がめんどうだから、ついついそのまま・・・」という人はいませんか。フンを持って帰ることは、飼い主としての最低限のマナーです。

「大和高田市ポイ捨ての防止等に関する条例」では、『何人も、自己の所有し、又は管理する犬等が公共の場所及び他人の占有する場所においてフンを排せつしたときは、これを放置してはならない。』と規定しています。

散歩の時は、必ず、ビニール袋などを携帯しましょう。

◎リードをつけて散歩する

人通りの多いところでは、周りへの配慮としてリードを短く持つようにし

ましょう。

野良ネコにエサやりする前によく考えましょう

◎野良ネコにエサやりをはじめると・・・

①爆発的に数が増えます。
子ネコは半年で、次の子ネコを生むようになります。

・エサを求めて他の地域からもネコが集中します。

②迷惑ネコになってしまいます。

・与えられたエサでは足りなくなつてゴミを荒らします。

・庭木で爪をといだり花壇で遊んだりします。

・フン尿の放置で悪臭がプンプン匂つたり、ハエなどの害虫も発生します。

◎エサだけではネコは幸せになれません。自分が飼い主という自覚と責任を持って、一生お世話をしましょう

①室内飼育に努めましょう

・ネコ自身の安全を守り、他人への迷惑を防止できます。

②数のコントロールをしましょう(避妊・去勢手術の実施)。

・不幸なネコを増やさないことが大切です。

・尿スプレー(おしっこをあちらこちら

らにかけること)もおさまります。

③ネコに名札をつけましょう

・世話をしていることを明らかにし、飼い主としての責任を果たしましょう。

※このままでは、可哀相だと野良ネコにエサを与える人は、その優しい気持ちで飼い主になつて飼育してあげてください。

〔環境衛生課 内線280〕

全国瞬時警報システム(Ｊアラート)の全国一斉情報伝達訓練の実施

・防災スピーカーが吹鳴します
市内10施設設置(左記参照)の防災スピーカーより、試験放送を行います。

※情報伝達訓練なので、避難行動をとる必要はありません。

▽とき 8月28日(水) 午前11時

▽防災行政無線(防災スピーカー)設置施設

(8小学校の屋上)

片塩小学校、高田小学校、土庫小学校、浮孔小学校、磐園小学校、陵西小学校、菅原小学校、浮孔西小学校

(2市営住宅の屋上)

市営住宅西坊城団地

サンシャイン市場住宅

〔危機管理課 内線226〕

消火器等の不正販売について

今年度に入り、奈良県広域消防組合管内において、消火器の不正販売などの報告が数件届いています。内容については、

「〇〇消防署です。消火器の設置は義務です。設置してください。」というような消防署を名乗り販売する者や、業者を名乗り「お宅の消火器の使用年数が切れているので取り替えてください。」といったケースも報告されています。

消防署はそういった販売は一切していません。

相手が業者を名乗るケースについては、家族で相談する、もしくは、消防署や警察署にこのような連絡、訪問があったと伝えてください。

一番重要なことはその場で購入しないことです。

〔奈良県広域消防組合

高田消防署 ☎25・0119〕

大和高田市文化協会 社交ダンス部



▽会員数 15人

▽活動概要 毎週水曜日の午後7時～9時まで、中央公民館3階で練習しています。毎年2月にさざんかホールで開催される中央公民館活動発表に参加しています。

▽団体理念 社交ダンスを通じて、老若男女を問わず、市民の健康づくりをめざすこと。

▽連絡先 北村喜代子 ☎23・1535

食のサークル



たかだ地域 猫ネットワーク

▽会員数 7人

▽活動概要 市民交流センターで、病気にならないように、病気を治すために、食の勉強会を行っています。

▽団体理念 食事療法の勉強をし、できることを楽しく日常に取りこんで「健康」になってもらうこと。

▽連絡先 関谷美三子

☎080・6176・7404

健生会 友の会



▽会員数 約10、000世帯

▽活動概要 地域の集会場などで病気の話や制度の利用方法など専門家が話します。また、血圧測定や骨密度測定などの健康チェックも無料で行っています。

▽団体理念 健康で明るい生活とまちづくりを推進する。

▽連絡先

健生会友の会 ☎22・2989



▽会員数 5人

▽活動概要 飼い主のいない猫(野良猫)の繁殖制限(避妊・去勢手術)の実施。保護された猫たちの里親さがし「保護にやんたちの幸せ譲渡会」を毎月第2土曜日に開催。

▽団体理念 野良猫を今以上に増やさないためには、繁殖制限が重要で、その必要性を多くの人々に知ってもらい、理解し、協力してもらう。

▽連絡先 清水季代

☎090・7094・3844

奈良からさかす



▽会員数 18人

▽活動概要 不定期で、市民交流センターや希望のあった学校、団体などで、心肺蘇生の指導を行っています。

▽団体理念 奈良を心肺蘇生普及の積極

的なまちにすること。

▽連絡先 今井譲二

☎090・2590・2871

一般社団法人 セレニティパークジャパン



▽会員数 50人

▽活動概要 依存症の回復支援や無料の相談会などを関西エリア中心に行っています。また、市内でも定期的に「依存症を知るセミナー＆相談会」を行っています。

▽団体理念 依存症で悩んでいる本人や家族に、依存症問題の包括的解決策や、依存の背景にある「生きづらさ」への対処や解決策を市民の皆さんに伝えていくこと。

▽連絡先 真篠 ☎24・2050

市民交流センター(コスモスプラザ)に登録している活動団体を、順次紹介します(順不同)。

一緒に活動したいと思う人、または興味のある人は、それぞれの連絡先まで問い合わせてください。

〔市民協働推進課 ☎44・3210〕

消費生活センターから

ラジオ・テレビショッピングは 契約内容の確認を！

渡すことに抵抗があり断ったが、やむを得ないの
だろうか。
(60代女性)

消費者へのアドバイス

た時の対応に役立つと思われます。

4か月ほど前にラジオの広告を聞いて養毛剤を申し込んだ。商品は4本セットだったが、2本ほど使って忘れていた頃に、同じ商品が宅配便で届けられた。驚いて販売元に問い合わせたところ、定期購入の契約になっていた。4か月ごとに、1年間で3回届ける事になっている。と言われた。定期購入を申し込んだ覚えがないので、必要ないと断ったところ、違約金3,000円を請求された。納得いかないと抗議したら、「申し込み時の録音があり、録音は身分証明書のコピーの提出をすれば聞かせられる。」と言われた。個人情報事業者に手

ラジオショッピングは、テレビショッピングと同じように、通信販売に該当します。通信販売は電話勧誘販売や訪問販売と異なり、不意打ち性がないとしてクーリング・オフの適用がありません。契約内容を書いた書面を送ることも義務付けられておらず、広告の内容が契約内容となります。ラジオやテレビの広告は一過性で、録音や録画をしていないと内容を確認することができません。ラジオショッピングの場合、電話で申し込むときに返金や返金について説明することになっていますが、この相談のように4か月も前のことは詳細な内容まで覚えていないことが多いと思われます。自分に非がなくとも、それを証明する手段がありません。面倒でも電話の内容を録音するようにお勧めします。録音が無理なら、担当者名前、言われた内容などを詳細にメモに取っておくとトラブルになっ

- 1、通信販売とは、インターネットのほか、ラジオ、テレビ、新聞折り込みチラシ、カタログなどの広告によるショッピングのことです。
- 2、通信販売ではクーリング・オフ制度はありません。ただし、返品特約(返品可否、返品の条件、返品に必要な送料の負担など)についての表示が必要です。
- 3、定期購入で割引価格になるなどで、消費者のお得感をくすぐる表示が多いのも特徴です。電話で注文する際にオペレーターが定期購入などの契約条件を説明する場合があります。しっかりと内容を確認して、納得してから注文しましょう。
- 4、困ったときは、一人で悩まず、できるだけ早く消費生活センターに相談してください。

令和になっても…?

博士、「消費者相談事務局」というところから「消費料金確認通知」と書かれたハガキが届いたのですが、もしかしてこれも架空請求でしょうか？

また、名前を変えて送られているんだね。
間違いなく架空請求だよ。

「※昨今、個人情報悪用被害等が、多く見受けられます。万が一身に覚えがない場合ご連絡をお願い致します。」とも書いてます。

個人情報の悪用被害を防止しようとしていると思わせて、信用させながら個人情報を聞き出そうとするよくある手口だね。

その一文が入っているだけでかなり印象が変わりますよね。

それが狙いだからね。大きく文章が変わるパターンはあまり見ないけど、細かいところで少しずつ変えてきてるね。

まあ、書いてある内容としては、表現が少し変わっているだけでほとんど同じだよ。

そうですね。今回は私も気づくことができました。

今後も少しずつ内容を変えて送られてくることが考えられるから、次も気づけるように頑張ってるね。

はい！



大和高田市立病院 小児科のご紹介

市立病院小児科は、今年4月から新体制になりました。奈良県立医科大学小児科の協力のもと、専門医3名を含む

常勤医が6名となり、砂川名誉院長と清益前部長も引き続き非常勤医として加わり、パワーアップして診療を行っています。

新体制では、一時制限していた午後にも、発熱などの一般外来の診療を開始しました。電話予約が取れない場合も、直接来院で午前・午後とも受付可能です。午後是一般外来のほか、予防接種や乳児健診および慢性の疾患を抱えている子どものための各種の専門予約外来も開設しています。

診療疾患としては、小児科

一般診療に加え、循環器、アレルギー、神経、血液、内分泌、腎疾患などのほか、周産期医療、障害児医療、発達障害など、幅広い疾患に対応しています。

また、当院は大和高田市、香芝市、葛城市、広陵町の3市1町では、唯一の日本小児科学会認定研修施設となります。そのため、大学病院と連携して、より専門的に幅広い疾患の精査、管理も積極的に行っています。

入院診療では、急性疾患の治療のほか、食物アレルギーの食事制限の程度を決定するための負荷試験や、低身長における成長ホルモン分泌負荷試験などの検査入院も行っています。

周産期医療に関しては、小児科医によるハイリスク分娩の立ち合いなども行い、産科

と協力して安全で安心なお産に取り組んでいます。

障害児医療では、重症心身障害児の在宅医療支援や医療的ケアが必要な子どもの家族のレスパイト（小休止）を目的に、小児を対象としたレスパイト事業を準備中です。

また、子どもたちの体の不調だけでなく、発達や育児の心配事などについても相談を受けています。些細な事でも、心配があれば相談してください。

中和医療圏の二次病院としての役割を果たし、市民の皆さんの期待に沿える小児医療を提供できるよう努力しますので、協力と応援をよろしくお願いいたします。

市立病院

副院長 川口 千晴

予約専用電話

(ガイダンス) ..

☎ 23・8883

受付時間 ..

午前7時~午後10時

窓口受付時間 ..

午前8時15分~11時、
午後1時~3時

市立病院 ☎ 53・2901

健やかな毎日を おくるために



天満診療所
医師 梅本典江

「夏こそ注意、こむら返り」

夏は「こむら返り」を起こしやすい季節です。

こむら返りとは、ふくらはぎに起こる痛みを伴う筋肉のけいれんのことです。サッカーやテニスなど足を激しく使う運動中に起こりやすく、筋肉疲労が原因の一つです。中高年では、長時間の立ち仕事やハイキングといった軽い運動でも起こったり、睡眠中に起こることもあります。

予防のために、ミネラルを十分にとりましょう。マグネシウムはわかめ・ヒジキなどの海藻類やナッツ類に、カルシウムは乳製品や大豆製品、小魚などに、カリウムはイモ類・バナナ・キウイなどの果物に豊富に含まれています。

運動中は、スポーツドリンクなどで水分とミネラルの補給を。就寝前にはコップ1杯の水を飲み、足が冷える人は靴下をはくなどして、体を冷やさないようにしましょう。ふくらはぎのマッサージも血行を改善し、こむら返りの予防に有効です。入浴中や入浴後に足首から膝の裏に向かって指でもみほぐすようにマッサージをしてみてください。

※8月の健康教室はお休みします。

天満診療所 ☎ 52・5357

もののとり過ぎや冷房の影響で、体が冷えたり、血行も悪く

手話は言語・生きるための力



「世界一静かな」コーヒーチェーン店を知っていますか？その店は、2016年のマレーシアに次いで、昨年10月にアメリカにオープンしました。昨年の地区別懇談会でクイズにもしています。その店ではコーヒーをいれるのを、手話に長けた聴覚障がい者スタッフがため、また健聴者スタッフも「手話できます」というバッジをつけています。注文は口頭では受けず、手話または筆記でコミュニケーションをとります。そのことにより、生まれる静かな雰囲気、お店の特徴・持ち味となり、訪れたお客は、手話の要・不要にかかわらず皆、同じくゆったりとサービスを受けているそうです。

多様な個性を互いに認めあい、だれもが安心して暮らすことができるまちづくり。そういう場面がさらに広まることを願います。

ところで、4月から「大和高田市手話言語条例」が施行されています。本市でもすでに講演会などで大和高田市意思疎通支援者の皆さんに依頼し、手話通訳や要約筆記をしてもらうことで、参加したより多くの人が催しを楽しめるようにしています。そのことに加え、条例に書かれた「手話が言語である」という認識がさらに広まるように、学び合いたいと考えています。

答え…いつも読んでくれてありがとうございます。
（人権施策課 内線288）



③ 手の甲に手刀をあげる。



② 手のひらを二本指でなぞる。



① 2回まわす。



おしえて、生活困

生活困窮者自立支援法 必見多様なトワ

今回は仕事を退職後、家にひきこもりがちになっていた20代男性Mさんのお話です。Mさんは高校卒業後就労したのですが、最初の会社は倒産し、二つ目の会社は契約期間満了のため、退職することになりました。仕事を退職することになったのですが、このままではいけないと思った家族に連れられ、役所に相談することになりました。Mさんは内向的な性格であり、最初はほとんど話をすることがなく、コミュニケーションが難しい人だったのですが、就労準備支援事業の話をすると興味を持ってもらうことができました。支援に繋げることにしました。最初は戸惑いもあったようですが、就労準備支援事業のプログラムをいくつかに経験してもらうことで、Mさんから笑顔が出るように

なり、支援の甲斐もあって、前向きな気持ちになってもらうことができました。元々Mさん自身に退職の原因はなく、物事に對してまじめにコツコツと取り組むタイプなので、就労支援を行ったところ、すぐに仕事に就くことができました。今も元気に働いています。過去の経験や就労経験がないことによって、社会に出ることに不安がある人は一度相談に来てください。社会に出るための支援をします。

※就労準備支援事業とは就職活動をするために、生活習慣の見直し、対人関係作り、社会人マナーの学習など、一人ひとりに合った方法で就職活動までを伴った支援する制度です。

自分自身、家族のこと、地域で気になる人や子どものことなど、なんでもまずは一度お話を聴かせてください。

ここから始まる。

くらし・せいかつ支援係 44・3111(直通)

新着図書のご案内

一般書

使える哲学	平原 卓／監修	朝日新聞出版
深層日本論	工藤 隆／著	新潮社
高齢者のためのおやつレクリエーション	鈴木 恵／監修	成美堂出版
草取りにワザあり！	西尾 剛／著	誠文堂新光社
レオナルド・ダ・ヴィンチを旅する	池上 英洋／監修	平凡社

児童書

プラスチック惑星・地球	藤原 幸一／写真と文	ポプラ社
ワンダ・ガアグ グリムのゆかいなおはなし	グリム／著	のら書店
100円たんけん	岡本 よしろう／絵	くもん出版
マンマルさん	ジョン・クラッセン／絵	クレヨンハウス
ミツバチだいすき	安井 寿磨子／絵	福音館書店

電子図書館 貸出ランキング

第1位	殿堂入りレシピも大公開！クックパッドの忙しい日のお助けごはん 108		扶桑社
第2位	「幸せだった」といって死ぬために	白澤 卓二／著	ポプラ社
第2位	あなたの「片づけられない」をすべて断捨離！	やました ひでこ／監修	マガジンハウス
第3位	漫画君たちはどう生きるか	吉野 源三郎／原作	マガジンハウス
第3位	ミセス黒田のクローゼット整理術	黒田 みか／著	KADOKAWA

BOOK

サロン

8月のおはなし会

◎おはなし会

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷とき 8月10日(出)

ごぜん11時から

▷ところ としょかん2かい

プレイルーム

▷たいしょう 4さいいじょう

●おはなし「だめといわれてひっこむな」

●えほん「すてきなあまやどり」

◎えほんとわらべうたの時間《きらら》

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷とき 8月24日(出)

ごぜん11時から

▷ところ としょかん2かい

プレイルーム

▷たいしょう 3さいいじょう

●おはなし「赤い風船」

●えほん「かめくんのさんぽ」

◎絵本のよみきかせ

(毎月第1・3土曜日開催)

▷とき ごぜん11時から

▷ところ としょかん えほんコーナー

▷たいしょう どなたでも

※8月3日(出)は、「えいごのよみきかせ」です。

催しのご案内

■夏休み自由研究教

	教室名	とき	内容	講師	定員	対象	備考
①	古墳教室	8月18日(日) 午前10時30分～ 11時30分ごろ	大和高田市 市内の古墳について	北中恭裕さん (市文化財係)	20名	小学生と 保護者	
②	図書館 おもしろ 科学教室	8月25日(日) 午前10時30分～ 正午ごろ 午後1時30分～ 3時ごろ	天体の大きさを 実感しましょう	間々田和彦さん (王立ブロン ペン大学客員 教授)	各 20名	小学生 (低学年 は保護者 同伴)	参加費 200円 協力:寧薬 化学工業 株式会社
③	ロボット プログラ ミング ワーク ショップ	8月30日(金)、 31日(土) 午後1時～2時ごろ 午後3時～4時ごろ 9月1日(日) 午前10時30分～ 11時30分ごろ	ロボット「こくり」 を動かしてプログラ ミングを学ぼう	図書館 スタッフ	各 5名	小学生と 保護者	

※②、③は複数回行われ、内容は同じになります (市内優先)

■図書館教養講座

▷とき 9月7日(土) 午後2時～3時ごろ

▷ところ 市立図書館 2階学習室

▷内容 「こころの健康～職場ストレスとどう向き合う?～」

▷講師 小畑 周介さん(臨床心理士)

▷定員 20名

上記イベントの申込方法:8月3日(土)から定員に達するまでの期間、図書館カウンターまたは電話で受付します。

■「天誅組」資料展示

▷とき 8月1日(休)～31日(出)

▷ところ 市立図書館 ロビー

▷内容 天誅組に関する資料を展示します。

※天誅(忠)組記念館館長 草村 克彦さんよりご寄贈いただいた資料も並べています。

(市立図書館 ☎52-3424 FAX52-9415)

各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。
※市外局番は、「0745」です。

相談名	曜日	時間	場所	問合せ
消費生活相談（予約優先）	月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	大和高田市 消費生活センター	消費生活センター ☎22-1101
人権相談	第4火曜日（6、12月の第1火曜日）	午後1時～4時	総合福祉会館	人権施策課 ☎22-1101
行政相談	第4火曜日（6、12月の第1火曜日）	午後1時～4時	総合福祉会館	企画広報課 ☎22-1101
中小企業金融相談 中小企業経営相談	随時（内容に応じて、産業振興課で相談窓口をご案内します）			産業振興課 ☎22-1101
母子父子相談	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		児童福祉課 ☎22-1101
心配ごと相談	第2・4金曜日	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
	第2・3火曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
法律相談（要予約）	第1・3・4・5木曜日 相談日の2週間前から前日までに予約	午後1時～4時	総合福祉会館	奈良弁護士会 ☎0742-22-2035
司法書士の法律相談（要予約）	第2・3月曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
生活相談	第2・3・4・5水曜日 事前に問い合わせてください。	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
健康相談・栄養相談（要予約）	毎月1回、所定の日	午前9時～10時		保健センター ☎23-6661
子育てホットライン 健康ホットライン	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時30分		保健センター ☎23-6661
教育ガイダンス	月～金曜日	午前10時～午後5時		青少年センター ☎23-1322
家庭児童相談室	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		家庭児童相談室 ☎23-1195
女性相談（要予約）	○第1火曜日・ 第3金曜日 ○第2土曜日 ※祝日等により変更の場合あり	○午前9時15分～ 午後0時5分 ○午後1時～3時50分		人権施策課 ☎22-1101
住まいづくり相談	第4水曜日 平日の午前9時～午後5時の間に予約 定員4名	午後1時～4時10分		営繕住宅課 ☎22-1101
税理士による税務相談	2月・3月を除く、第3金曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	近畿税理士会葛城支部 ☎22-5288
就業相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	県産業会館3F	高田しごと i センター ☎24-2010
借金おなやみダイヤル	火・金曜日	午後1時～4時		奈良弁護士会 ☎0742-20-7830
相続・遺言お悩みダイヤル	月～金曜日	午前9時30分～午後5時		奈良弁護士会 ☎0742-22-4611
ひまわりあんしん （高齢者・障がいのある人のための法律相談）	火・木曜日	午後1時30分～4時		奈良弁護士会 ☎0120-874-737
電話相談は無料。来所・出張相談は有料				



大和高田市役所 TEL.22-1101 FAX.52-2801	
中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660

市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
天満診療所	TEL.52-5357 FAX52-5100
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
職域コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR 西日本	TEL.0570-00-2486

近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531
市民交流センター	TEL.44-3210 FAX44-3212
親と子のすこやか広場	TEL.44-3213 FAX44-3214
高齢者いきいき相談室	TEL.44-3215

大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、
働くよろこびをもちましよう。
一、スポーツに親しみ、
健康をかちとりましよう。
一、老人に生きがいを、こどもに
夢と希望をあたえましよう。
一、教養をふかめ、
文化をたかめましよう。
一、自然をまもり、
平和な暮らしをきざましよう。